

人材紹介契約書

株式会社●●●（以下「甲」という）と株式会社インターネットインフィニティー（以下「乙」という）とは、甲が乙に対して人材の紹介等を委託することについて、以下のとおり契約する（以下「本契約」という。）。

第1条（目的）

本契約は、甲及び乙が別途締結したレコードブック・フランチャイズ・チェーン加盟契約（以下「フランチャイズ加盟契約」という。）に基づいて甲がフランチャイジーとしてレコードブック事業を行うにあたり適切な人材を登用するために、甲が、乙に対し、第2条に定める人材紹介業務等を委託し、もって、甲及び乙のフランチャイズ事業の発展に資することを目的とする。

第2条（委託業務）

甲は、乙に対し、下記業務のうち別紙に定める業務を委託し、乙はこれを受託する（以下「委託業務」という。）。

(1) 人材紹介業務

- ① 甲の定める募集要件に従い人材の募集を行うこと
- ② ①の募集に対する求職者に対し、書類審査、面接審査その他乙が適当と認める方法により適格性審査を実施すること
- ③ ②の適格性審査の結果、甲の定める募集要件に適合すると乙が判断した求職者を甲に対して紹介すること
- ④ ①～③に付随する業務

(2) 面接サポート業務

甲の求めに応じて、甲が求職者を募集し、同募集に応募してきた求職者に対して実施する採用面接に同席し、甲に対して採用適否の判断に関して助言・アドバイスを行うこと

第3条（適切な人材の紹介・法令順守等）

1. 乙は、人材紹介業務を実施するにあたり、甲の従業員として募集要件等に適合した適切な人材を紹介するものとし、職業安定法その他関連法令を遵守のうえ、善良なる管理者の注意と義務をもって履行しなければならない。
2. 甲は、乙から紹介された求職者につき、自己の責任をもって採用を決定するものとする。

第4条（手数料）

1. 乙が人材紹介業務を受託し、同業務に基づき乙が甲に紹介した求職者につき、甲が採用を決定し同求職者が甲に入社（試用期間を含む。以下同様とする。）した場合（以下、当該求職者を「採用決定者」という。）、甲は、乙に対し、別紙に定める人材紹介業務手数料を、以下の期限までに乙所定の金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

支払期限 採用決定者の入社月の翌月末日まで

2. 乙が面接サポート業務を受託し、同業務を実施した場合、甲は、乙に対して、同業務として同席した面接1回（同一人物に対して複数回の面接が行われる場合についても、各面接を1回とする。以下同じ。）ごとに、別紙に定める面接サポート業務手数料を、以下の期限までに乙所定の金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

支払期限 乙が同席した面接日の翌月末日まで

第5条（人材紹介業務手数料の返還）

採用決定者が入社日後90日以内に自己都合により甲を退職した場合、乙は、甲に対し、当該採用決定者に係る人材紹介業務手数料の50%を返還する。

第6条（禁止事項）

1. 甲は、乙の事前の書面による承諾なく、乙が人材紹介業務として行った募集に対して応募してきた求職者につき、独自に接触して採用を決定してはならない。
2. 前項に違反して甲が求職者の採用を決定し、同求職者が甲に入社した場合、甲は、乙に対して、同求職者についても第4条1項の人材紹介業務手数料を支払わなければならない。

第6条（秘密保持義務）

1. 甲及び乙は、本契約書の全条項の内容及び本契約に関連して相手方から入手する情報・資料等（以下「秘密情報」という）を、厳に秘密として保持し、本契約の目的以外に使用せず、本契約の目的のために弁護士、税理士、公認会計士等の業務上秘密保持が担保されている専門家に開示する必要のある場合を除き、相手方の書面による承諾なくして第三者にこれを漏洩、開示してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。
 - (1) 開示された時点で、既に公知となっていたもの。
 - (2) 開示された後で、自らの責によらず公知となったもの。
 - (3) 開示された時点で、既に自ら保有していたもの。
 - (4) 正当な開示権限を有する第三者から適法に入手したもの。
 - (5) 開示を受けた秘密情報によらず、独自に開発、創作したもの。

- (6) 開示者が開示に関する制限無く開示したもの。
 - (7) 正当な権限を有する者から、開示を要請されたもの（当該要請に基づき開示する場合に限る。）。
- 2. 甲及び乙は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し保管するものとする。
 - 3. 本条でいう第三者とは、本契約を履行するにあたり乙の秘密情報を知る必要性のある甲の役員・従業員以外の者をいう。
 - 4. 甲及び乙は、相手方の要請があった場合、又は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合、相手方に対し秘密情報を直ちに返却し、または相手方の指示する方法により廃棄等する。

第7条（個人情報の保護）

甲は、求職者の同意を得て乙より提供された求職者個人に関する情報（以下、単に「個人情報」という。）を、その管理主体として厳重かつ適正に管理するものとし、求職者の同意を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならず、乙は、甲と候補者との間の個人情報に関するトラブルについては、いかなる責任も負わないものとする。

第8条（譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位または本契約で定める権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡しまたは担保に供する等の行為をしてはならない。

第9条（有効期間等）

- 1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年とする。但し、甲乙のいずれかが期間満了日の1か月前までに本契約を終了する旨の通知をしない限り、本契約は同一内容で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- 2. 前項の期間満了前であっても、以下のいずれかの事由が発生したときは、本契約は終了するものとする。
 - (1) 別紙に定める採用予定人数の採用が決定され、入社に至ったとき
 - (2) 甲乙間のフランチャイズ加盟契約が終了したとき
- 3. 本契約の終了後も、第6条、第7条、第8条、第12条及び第13条の規定は有効に存続するものとする。

第10条（中途解約・解除）

- 1. 前条の定めにかかわらず、甲乙いずれか一方が90日以降の予告期間を定めて、書面で本契約の解約を予告したときは、当該予告期間の経過をもって、本契約は終了するも

のとする。

2. 甲および乙は、相手方が次のいずれかに該当する行為があったときは、通知催告をすることなく、本契約を解除し、その損害を請求することができるものとする。
 - (1) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りとなったとき、または2カ月以上にわたり支払いを停止したとき
 - (2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てをしたとき
 - (3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てをしたとき
 - (4) 負債整理のため特定調停の申立てもしくは私的整理に入ったとき
 - (5) 営業の廃止の決議、解散の決議をしたとき
 - (6) 官公庁から業務停止、その他営業継続不能処分を受けたとき
 - (7) その他本契約の義務に違反し、違反の是正請求を受けたにもかかわらず、これに直ちに応じないとき

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自己および自己の社員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体（二次組織等関係者）、総会屋、社会運動標榜団体、政治活動標榜団体その他暴力、威力、詐欺的集団を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」という）でないことを確約し、本契約の有効期間を通じて、反社会的勢力に属さないことを確約する。
2. 甲および乙は、次の事項を行わないことを確約する。
 - (1) 自らまたは第三者をして、詐術、暴力行為または脅迫的言辞を用いること
 - (2) 事実と反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えること
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を棄損し、または毀損するおそれのある行為をすること
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること

第12条（誠実協議）

本契約に定めのない事項、本契約の解釈上の疑義については、甲乙誠実に協議し解決するものとする。

第13条（合意管轄）

本契約に関する甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁

判所とする。

以上

本契約締結の証として、本書二通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各一通を保有するものとする。

年 月 日

甲

印

乙 東京都中央区築地５－６－１０
浜離宮パークサイドビル１５Ｆ
株式会社インターネットインフィニティー
代表取締役社長 別 宮 圭 一 印

別紙（人材紹介業務及び面接サポート業務）

1 委託業務の内容

甲が乙に対して委託する業務は、以下のとおりとする。

○ 人材紹介業務

採用予定人数		計 2 名
職種	所長	0 名
	トレーナー	1 名
	相談員	1 名

※但し、甲及び乙は、協議の上、書面により上記人数を変更することができる。

○ 面接サポート業務

採用予定人数		計 1 名
職種	所長	0 名
	トレーナー	0 名
	相談員	0 名
	看護師	1 名

※但し、甲及び乙は、協議の上、書面により上記人数を変更することができる。

2 手数料額

○ 人材紹介業務手数料

採用された求職者 1 名あたり、職種に応じ、以下の金額とする。

職種	手数料（税別）
所長	80 万円
トレーナー	25 万円
相談員	50 万円

○ 面接サポート業務手数料（税別）

面接 1 回あたり 1 万円